

## 会議録

|                  |     |  |
|------------------|-----|--|
| 附属機関又は<br>会議体の名称 |     | 第16回 豊島区景観審議会デザイン検討部会  |
| 事務局(担当課)         |     | 都市整備部 都市計画課  |
| 開催日時             |     | 令和元年8月20日(火) 14時30分～16時30分   |
| 開催場所             |     | としま南池袋ミーティングルーム302   |
| 会議次第             |     | 1. 開会<br>2. 議事<br>議事1: 大塚駅北口駅前広場の整備について<br>議事2: 景観事前協議案件について<br>議事3: 池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観<br>形成特別地区の変更について<br>議事4: 景観資源の指定について<br>3. 閉会 |
| 公開の<br>可否        | 会議  | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開<br>非公開・一部非公開の場合は、その理由                 |
|                  | 会議録 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開<br>非公開・一部非公開の場合は、その理由                 |
| 出席者              | 委員  | 後藤 春彦(早稲田大学大学院創造理工学研究科教授)・志村 秀明(芝浦工業大学工学部建築学科教授)・篠沢 健太(工学院大学建築学部まちづくり学科教授)・村木 美貴(千葉大学大学院工学研究科教授)・加藤 幸枝(有限会社クリマ取締役)                       |
|                  | 事務局 | 都市計画課長・都市計画課都市計画グループ   |
| 傍聴者              |     | 0名   |

## 1. 開会

---

## 2. 議事

### 議事 1 : 大塚駅北口駅前広場の整備について

(都市計画課)

<資料第1号及び参考資料第1号を説明>

(委員)

- ・大塚駅の南側も広場がありますが、本計画にあたって、北口駅前広場との関係性は考えてはいないのでしょうか。

(都市計画課)

- ・特段の関係性は検討していません。

(委員)

- ・先ほど本計画のコンセプトの読み上げがありましたが、計画がどのような理由によりこの形となったか説明する上で重要な内容ですので、資料としてつけていただけると良かったです。

(都市計画課)

- ・失礼いたしました。

(委員)

- ・ライン照明の場所はどこまでなのでしょう。

(都市計画課)

- ・今回の整備範囲は、資料で示す赤い範囲を最大のものとして考えています。
- ・ただし、デザイナー等を含めて、検討を詰めていく部分もありますので、現時点で明確な回答ができかねます。申し訳ありません。

(委員)

- ・赤い範囲の中に信号や交通標識ほどの程度の数存在するのでしょうか。

(都市計画課)

- ・信号は都道から大塚駅北口に入る交差点のあたりにございます。また、都電の踏切もある区間もございますので、恐らくここにも踏切に関する信号に類するものがあつたかと思えます。

(委員)

- ・大塚駅北口交差点の四隅にそれぞれ信号灯が建っているはずですよ。

(委員)

- ・加えて、そのあたりには、当然に交通標識もあるのでしょうか。
- ・そうしたものとライン照明との取り合いは重要になってくると思いますが、そのあたりの詰めはされていないということですね。

(都市計画課)

- ・あくまでも計画案というところなので、ライン照明の詳細については、ご指摘のような点を含めて煮詰められていない状況です。

(委員)

- ・具体的に言えば、例えば、参考資料第3号の4ページ目及び6ページ目では、喫茶店の先には立入禁止の標識がかなり高い位置に出ています。5ページには消火栓があるし、6ページの左端には歩行者専用道路と駐停車禁止等々の交通規制に関する表示があります。
- ・そうしたものを踏まえて、ライン照明によって足元に気を取られ、それらに視線が向かないことが起こらないようにしなければいけません。
- ・こうした点は、警察との打ち合わせ時に真っ先に指摘されるのではないのでしょうか。今は事情が異なる部分もあるようですが、以前は視覚的な動きのある屋外広告物に対しては、厳しい指摘があったと認識しています。

(都市計画課)

- ・承知いたしました。

(委員)

- ・本計画は、何が固まっていて、何が固まっていないのでしょうか。広場の形状はもう固まっていますよね。

(都市計画課)

- ・広場の形状は固まっております。モニュメントの構造だとか位置、あとモニュメントが光ることについては決定しておりません。
- ・現時点で想定しているモニュメントの光り方については、資料にあります“季節の表現”をご参照ください。モニュメントの一番上の部分に内蔵されているLEDが光ります。また、モニュメントの台座のところにライトアップの装置をつけて、下から上に照らすようなことを想定しております。大リングについては、リングにLED照明が内蔵されています。

(委員)

- ・せっかく本デザイン部会があるのですから、もう少し前の段階、北口だけじゃなくて南口が検討挙がったような段階で、南北でどういうことができるかということディスカッションできればよかったです。
- ・計画の多くがすでに固まっている状況では、デザイン部会が機能しないのではないのでしょうか。今のところ、ライン照明のお墨つきが欲しくてデザイン部会にかけたような感じがします。

(委員)

- ・本計画は、区長や区議会議員さんの意向が強いとかといったものなのではないか。そういうことではないのであれば、今までどのような動きがあって、この内容が決定してきたのでしょうか。

(事務局)

- ・昨年度、ガイドライン公共空間編を策定している際には、本件の基本計画がほぼ固まっていたという形でして、皆さまに計画をお諮りするタイミングをつかみかねていたという事情もありました。また、ガイドライン策定以前においては、こういった案件は事前協議の対象ではありませんでした。

(委員)

- ・では、駅前広場というのは、例えば区が事業主体であれば、学識経験者からの意見を聞くというようなことは余りなかったのでしょうか。

(事務局)

- ・ご認識のとおりです。

(委員)

- ・大塚駅南口の駅前広場の検討時においては、最後の報告のようなものはありましたが、その際にはほとんど意見が言えない状況でした。したがって、その時にも、こういう駅前広場といった案件はしっかりと協議すべきだ、という話をしたはずなのですが。

(事務局)

- ・そうしたご指摘も踏まえ、景観的に重要な要素である駅前広場の協議に関するルール化を行うため、ガイドラインを策定したという事情もあります。

(委員)

- ・例えばアートでいうとキュレーターに当たる人のように、区の国際アートカルチャー都市といった事業に係る方向性や基準について、スーパーバイザーのよ

うな役割をされる方はいないのでしょうか。

(事務局)

- ・いらっしゃらないです。

(委員)

- ・それでは、アートとカルチャーに侵食されていってしまう気がします。うちはアートだ、うちはカルチャーだといって、ばらばらになってしまうのではないのでしょうか。
- ・モニュメントについては、何か有名な彫刻家が入っているのでしょうか。

(委員)

- ・そのようには見えませんね。

(委員)

- ・参考資料第2号のライン照明の構造案ですが、これには、何らかのふたがあるイメージでしょうか。

(都市計画課)

- ・こちらについても、メーカーやデザイナー、施工業者と具体的な構造を詰めていくこととはなります。現時点では、いたずらとかで割られないように維持管理性の高い構造を考えているところです。

(委員)

- ・周りの道路を掘り返すたびにライン照明への配慮が必要となるため、維持管理は本当に大変になると思います。例えば民間のディベロッパーでも、床の埋め込み照明をNGにしているところが少なくありません。それぐらいメンテナンスや維持管理はすごく大変なのです。
- ・また、何よりも、目線に近い床が発光していることは、まぶしいのではないかと心配されます。

(委員)

- ・資料を見ますと、ライン照明の近くには、ガードレールやボラードもあるようですが。

(都市計画課)

- ・ボラードは計画から削除となりました。ガードパイプについては、連続して設けられる予定です。

(委員)

- ・ガードパイプが線状に設けられるから、ライン照明が格好よく見えないのです

ね。

(委員)

- ・現況でも多くのネオンサインがある状況において、新設されたライン照明が綺麗に見えるのかは疑問です。

(都市計画課)

- ・資料にあるパースは、上から見ているものなので、実際にこの場所を歩いていると、ここまできれいに映るのかというところあるのかもしれない。
- ・先ほどの8ページ目にあるライン照明の構造ですが、真上に向けるのか、もしくは、あと矢印で示されているように少し斜めに向けることも考えています。例えば、間接照明という言い方が合っているか、分からないのですが、ガードパイプの柵に光を当てて反射させて、歩道のところに光を落とすということも、一つ検討できることかもしれないと考えています。

(委員)

- ・ガードパイプの入っている場所について、資料の写真で示されている場所の他に、例えば大きいリングと小さな地面にかかったリングの下にあるバスベイのような場所にはないのでしょうか。

(都市計画課)

- ・ご指摘の場所については、パースでは写っていないのですが、現在の計画ではガードパイプを入れる想定です。ただ、人の乗り降りができるように、一部にはボラードのようなものを立てることを想定しています。

(事務局)

- ・ガードパイプに光を当てるとというのは、きちんと当たらないと車道に光を下から当てることになり、車に向かって光が入ることが起こり得ると考えます。そのことについて、どう判断しているのでしょうか。

(都市計画課)

- ・構造については、ただいま様々にご指摘いただいたところを踏まえて、もう一度、検討させていただきます。

(委員)

- ・安全と維持管理の問題があることは、皆様のご指摘のとおりで、まちの景観をよくするという主張をもってそれらの課題をクリアできるかということ、できそうもないように感じます。
- ・安全及び維持管理と景観がトレードオフの関係では全く無くて、何を理由にラ

イン照明を設置するのかを整理できないと、ここで事故が起きたときの責任もとれない。

- ・また、維持管理もかなり致命的だと思います。さきほど発言がありましたように、道路工事によって容易に断線してしまうことが危惧されます。
- ・他の自治体からすると、何で豊島区はこんなに予算に余裕があるのだろうかと思うような、ちょっと時代錯誤のバブル期の頃の発想のように見えます。今は爪に火をともしようなことを丁寧にやる時代に、何でこんなことができるのだろうか、ほかの自治体は思ってしまうでしょう。なので、せっかくの機会だから、やるのであればいいものをつくってもらいたいと思います。

(委員)

- ・大リング以外のモニュメントについても、本当にバブル期の雰囲気を感じます。なので、ライン照明をやめるから、その分の予算をモニュメントのほうにつけるようなことをしてしまうと、余計にこの時代にそぐわないものをつくると指摘されるような気もしますが。

(委員)

- ・昔はデザインとか彫刻といったら、それで言い訳が付きましたが、今は時代が異なります。デザイナーをはじめとしてデザインを考える人は、何でそれをやるのか、どういう形でやるのかということについて、回答する必要があるのではないのでしょうか。
- ・また、路上の舗装パターンもそうです。中心をどこにとって円を描いていくと、どことどこの円が重なって、こっちのパターンと重なるみたいなものも、本当は言うべきです。さらに言うと、公衆トイレが大リングから少し外れているというのも意図があるのかないのか。そこら辺は詰めが甘いのか、何かすごく特別な考え方があって、「そういうことか」と納得できることなのか、整理する必要があると考えます。
- ・さらに、公衆トイレの内側及び外側の外壁について、グラフィックコンクリートを都電側・ロータリー側に向けているようですが、誰のためにどうしてグラフィックコンクリートにするのでしょうか。例えば南池袋公園ですと、人の座るベンチをはじめとするヒューマンスケールのところにこのコンクリートを用いています。この場合は、このグラフィックコンクリートをどういう意図でどういうパターンで使います、という点も説明の必要があります。デザイナーがそういうことを言っていないと、さきほど話のあったバブルのころのなし崩

し的な、なれの果てみたいなものになってしまうと思います。

- ・また、木を19本切っていますけど、これはどういう理由によるのでしょうか。工事上の技術的もの、病気がある、成長し過ぎているなど。

(都市計画課)

- ・樹木医が診断を行っておりますが、樹木の病気をはじめとする緊急的な理由はありません。ただ、一部については、線形を多少変えたりするということで、伐採するところもあります。

(篠沢委員)

- ・やむを得ず切らなくてはいけないもの、例えば広場にあるケヤキのように残そうと思えば残せそうなもの、道路線形上で保存は無理なものというのをしっかりランク分けして、切る理由も示したほうが納得できます。
- ・高木に加え低木もありますので、丁寧な説明が必要に感じます。たとえワークショップを経ているとはいえども、整備後には、どうしてこうなったのだという意見が出てくるのではないのでしょうか。

(委員)

- ・資料第1号の5ページでは、点字誘導ブロックの図面が記載されていますが、これらはパースでは表現されていません。計画されている路上の舗装パターンを踏まえ、その上に設けられる点字誘導ブロックの視認性に問題がないかという点も含めてデザインですので、点字誘導ブロックもパース内で表現すべきだと思います。バリアフリーというお話もありましたので、歩行のしやすさが優先されるべきだと思います。

(都市計画課)

- ・失礼いたしました。パースの中には、確かに記載が入っていないです。ご指摘ありがとうございます。

(委員)

- ・また、パースに周囲の屋外広告物も表現されると、リングの高さが本当に適正な位置なのかが明確になると思います。

(委員)

- ・いま改めて照明計画を検討するならば、例えば、目線から上の光量はある程度落として、足元とかヒューマンスケールのところに集めながらも派手にしない、落ちつけるというのが大事になります。
- ・そこで光が走ったり、下から照らしたりするよりも、中間的な位置から下に向



けて足元を照らすようなことが、時代に合っているように感じます。

- ・写真の5番のスズランのような電灯は、まちの人が思い入れを持っていたり、ほかとつながっていたりすることはないのでしょうか。

(都市計画課)

- ・これについては、現在はおそらく地元の商店街の街灯になると思いますが、街灯自体は全部、区の街灯に統一する方向で地元のほうとも調整しています。

(委員)

- ・それでは、電気代は今まで商店街が払っていたのでしょうか。

(都市計画課)

- ・この商店街灯については、商店街が払っています。

(委員)

- ・これからは区が支払うのでしょうか。

(都市計画課)

- ・区として必要とする街灯になるため、費用は区が支払います。

(委員)

- ・商店街の街灯の下にフラッグがついていますよね。今はラグビーワールドカップ関連のものが垂れ下がっている。これは商店街の広告料収入になっていたのではないかと推察しますが、こういう屋外広告物の特例許可を得た制度は整備を機にやめてしまうということですか。

(都市計画課)

- ・フラッグの具体的な取扱いは、区の内部で検討しているところです。ただ、地元のほうの意向としては、街灯はなくなったとしてもフラッグは出して、ここに商店街があることを示したいという話は出ております。

(委員)

- ・写真には駐輪している自転車が写っていますが、これらの扱いはどうなるのでしょうか。すべて南口の地下に入れてしまうのでしょうか。

(都市企画課)

- ・基本的には南口の駐輪場を使いながらも、北口のサクラ並木があるところに駐輪場を整備しているところなので、そういったところをご利用いただくことを想定しています。

(委員)

- ・資料1の9ページにありますが、大リングのところにも駐輪場が整備されるの

ですよ。

(都市計画課)

- ・ご認識のとおりです。

(委員)

- ・リングから外れて雨ざらしの駐輪場なのですね。大リングの形状と駐輪場の配置とは関係性がないことから、デザイナーが何を考えているのか？少しわかりにくい感じがします。

(委員)

- ・やはり本来であれば、デザイン部会に早めの段階でかけていただいて、しっかりとした議論をすべき案件でした。

(委員)

- ・そうですね。きっと大塚ができると、次は巣鴨をやってくれといった話が上がるかもしれません。そのときは、もう少し早目に議論できるようにしていただきたいですね。

(委員)

- ・ワークショップで検討を進めた場合等においては、ある程度デザイン部会での意見が参考意見というふうに捉えていただいても仕方がないところがあるかもしれませんが、もっとオープンにして様々な意見を入れていかないと良いものはできないですよ。

(委員)

- ・オープンにして様々な意見を取り入れるというのは、確かに民主的で良いことだとは思いますが、ただ、信頼できる学識経験者なりデザイナーなりに任せることができる状況をつくっていくことも必要なのだろうと思います。
- ・本当は、デザインのコーディネーターを立てたり、キュレーター形式をつくったりして、このプロジェクトに関しても、デザイナーがきちんと話せるような体制をつくっていくことが求められるのだろうと思います。

(委員)

- ・諮問事項というのではなく、本計画に対して意見を述べるということなので、本日の落としどころがなかなか難しいです。

(委員)

- ・デザイン検討部会としては到底承認できる内容ではなかった、ということになるのではないのでしょうか。

(委員)

- ・端的に書くとそういったことになってしまいます。とにかくライン照明に関しては、委員から様々な意見がありましたように、非常に慎重に検討すべきです。
- ・また、抽象的な内容かもしれませんが、果たしてこれがデザインとして今の時代にそぐうのかという指摘や意見もありました。
- ・加えて、デザイン検討部会がこういった案件をハンドリングするのか、あるいは、誰かにキュレーターなりを務めてもらってデザインをコントロールするかといった論点もありました。池袋駅西口においては、全体的にデザインしていくこととなっているように、デザイン検討の体制づくりが必要と考えられます。

## 議事 2 : 景観事前協議について

(事業者)

<資料第 1 号及び参考資料第 1 号を説明>

(委員)

- ・南側の機械式駐車場は、地下のピットに収納する 2 段式で、上屋は出てこないということで良いですか。

(事業者)

- ・ 1 段目は地上に昇降して出入りするという形になります。

(委員)

- ・南側の機械式駐車場の周囲は、高さ 2.2m のタイル張りの壁で隠されていますが、これがないとどのような景色になるのでしょうか。

(事業者)

- ・地上に車が並んでいる状態となります。

(委員)

- ・ 1 階の事務所にはどういったものが入る予定でしょうか。

(事業者)

- ・地権者の事務所が入る予定です。おそらく鍼灸の事務所だったと記憶しています。

(委員)

- ・モニタージュのパースや立面図を見る限りでは、事務所の中が見えるというよりは、多少閉鎖するような感じだと見受けられますが。

(事業者)

- ・事務所の具体的な使い方がはっきりしていない部分もあろうかと思いますが、現時点では、この立面図を事業者の説明し、ひとまずの了解をいただいている状況にあります。

(委員)

- ・東側の住戸バルコニー部分のガラスが透明となっていますが、大通りに対して洗濯物や室外機等が見えてくることについて、どのようにお考えですか。

(事業者)

- ・販売時にはパースや模型等を用いてお客さんに対して案内いたしますので、十分理解してもらった上で購入していただくこととなります。
- ・景観的な観点からは、室外機について、奥のサッシ面に近い位置へ設置します。上に吊るすのではなく床置きとし、極力、目立たないような配置となるよう検討を進めていきたいと思っております。
- ・洗濯物につきましては、規約により、布団を手すりにかけるようなことは実施しないようにご案内いたします。布団は飛んでいくと非常に危険なので、そういった安全面も踏まえて、周知徹底していく予定です。

(委員)

- ・ここは春日通りから続く幹線道ですので、道路からの見え方はくれぐれも配慮いただきますようお願いいたします。

(事業者)

- ・承知しました。

(委員)

- ・資料4ページの平面図では、植栽マスに樹木が載っていますが、現況写真では樹木が無いように見えます。これは復旧するものなのでしょうか。パースを見る限り、沿線でもあまり復旧していないようですね。事業者としては、玄関前に街路樹が立つことをどうお考えかお聞かせください。

(事業者)

- ・今の平面図に記載がある歩道部分の街路樹は、現況と同じ状態です。

(委員)

- ・ 図面中マンション出入り口という文字の左下の樹木は、現時点では無いということでしょうか。

(事業者)

- ・ ご認識のとおりです。

(委員)

- ・ 4 ページの 1 階、2 階平面図についてお伺いします。狭い中で植栽するため大変だと思いますが、この案件に関しては、南西の機械式駐車場がポイントになると思います。今は駐車場を気にしてかなり高い壁を回しているのですが、この角が壁で覆われるほうがいいのでしょうか。機械式駐車場に何らかの低木等で植栽して、植えている木の存在感を外に見せるというやり方もあるのではないかと思います。
- ・ 現状の写真から見ても、計画地は裏通りの角に当たり、加えて坂道の上に当たるので、景観的には大事な場所となります。その場所について、できることならば駐車場を隠しつつ、まちに対しても緑化を見せられるようなやり方をさせていただく方がよいと思います。
- ・ 例えば、②として示されている高さ 2.2m の R C 壁について、③のメッシュフェンスにした上で手前に低木を植栽することで奥の植栽の高木が見える方が、造園やランドスケープ的には見映えが良く、公共的な貢献につながると思います。

(事業者)

- ・ R C の壁を立ち上げている理由の一つは、機械式駐車場の騒音を少し防ぐ意味合いによるものです。

(委員)

- ・ 音は相当大きいのですか。

(事業者)

- ・ それなりにします。もちろん規制がありますので、それを抑えるために R C の壁や防音パネルをまわしている状況です。
- ・ また、境界までスペースがとれないところは植栽を回せないなので、壁を途中から回すような形にしています。そこを部分的に壁が立ち上がっている状態にすると、形態的にも何となくまち並みに合わない形になってしまうので、境界に合わせて、R C の壁を回し込んでいくところです。

- ・しかしながら、おっしゃるとおり角の緑地帯の見せ方は非常に大事なことだと思いますので、持ち帰って検討させていただきたいと思います。
- ・パースで反映できない箇所について、申し訳ありませんが一点補足させてください。駐車場の出入り口の両サイドに四角い柱状のものがついていますが、これは、セキュリティーのためのチェーンゲートを設置するための構造体です。
- ・したがいまして、現在のパースでは独立した壁のように見えていますが、そこには門型のシャッターゲートが取りつくような形になります。こうしたこともあって、RCの壁を回すことを検討していたのですが、今のご意見を参考にさせていただいて改めて検討いたします。

(委員)

- ・ガラス製の透明な手すり壁について、改めて発言します。
- ・計画地から大通りを挟んで向かい側には都営アパートがあり、そこにも大通り側にバルコニーがあります。そのような状況で、透明な手すり壁によってお互いに見えてしまうことは、決して眺望がいいとは言えないと思います。
- ・川沿いや開けたところ、高層マンションが連立しているようなところであれば、透明なガラスの解放感が合っていて、景観的にも販売的にも両立するとは思いますが。しかしながら本件のような都市的な幹線道路の沿道において、手すり壁が透明であることが、お住まいの方の快適さにつながるのかということは、地域の特性を十分に踏まえ、検討を要する課題ではないかと思います。
- ・この通りは、ホテル等もある都市的な雰囲気、通りに対してはクローズになっている特性があると思います。したがいまして、透明な開放感を生かすにしても、例えば、下のほうはアルミでグラデーションになっているなど、場所に対する配慮をいま一度検討させていただきたいと思います。

(委員)

- ・植栽についての検討は、まだこれからだというお話でしたけれども、まず南西の角のところは、植栽の種類の前にしっかりと、地域に提供できる緑地を検討させていただきたいというお話をしました。
- ・また、計画地西側の道路沿いについては、ごみの持ち出しスペースがここに来ること等を踏まえて、デザインしていただければと思います。

議事 3 : 池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の変更について

(事務局)

<資料第1号及び参考資料第1号を説明>

(委員)

- ・重点的に意見の欲しい箇所などはありますか。

(事務局)

- ・エリア分けのところの考え方について、ご意見等をいただければと思います。  
面的にエリアを切ってしまうと、通りのそれぞれの側で違う基準になることが起こりかねないので、面的に全部切っていくのは難しいのではないかと考えています。

(委員)

- ・届出対象規模の引き下げについては、可能性はありそうなのでしょうか。

(事務局)

- ・今のところ引き下げる方向で考えております。現在の景観形成特別地区では、グリーン大通りと駅前を全件を届出対象とし、それ以外のエリアについては、一般地域と同じ届出対象規模としているところです。
- ・改定後においては、まずは主要な通りの沿道について、メスを入れていくべきと考えております。

(委員)

- ・届出対象規模の引き下げは、業務量の増加が懸念されますので、説明にあったように、集中的・徹底的にやるエリアとそうでないエリアとを仕分けする必要があるように思います。
- ・また、届出の内容が適切であるか、調整が必要であるかのジャッジについては、アドバイザー会議がもう少しうまく機能するといいのかなという気はしていて、そこをうまく組み合わせていってほしいと思います。

(委員)

- ・景観に係る年間の届出件数はどれくらいですか。

(事務局)

- ・年間50件くらいです。

(委員)

- ・100件を超えるぐらいまでは、自治体で対応しているところもあるようです。ご発言のあったように、アドバイザー制度をうまく使うなどの工夫を行って、件数の増加には対応して欲しいと思います。

(委員)

- ・今回のお話の発端は、まず都市計画における地区計画の範囲を拡大したいということですね。拡大されるエリアと合わせる形で、景観計画における景観形成特別地区も拡大すると。
- ・地区計画を拡大することに関しては、同意を得ることをはじめとして、周辺地域に多くの協力をいただかなければならないと思います。新たな地区計画の対象面積は、現在のものの1.5倍ぐらい増えますが、拡大はできるということですね。

(事務局)

- ・新たに地区計画の範囲内とすることを検討しているエリアにアンケートをまきまして、敷地面積の最低限度や形態意匠等の規制が必要かどうか、意向調査をかけております。そうすると、エリア満遍なく6割～7割ぐらいの方が必要であるというご意見をいただいております。

(委員)

- ・エリアの拡大にあたっては、公共的な施設のプロジェクトであって、これまで枠外だったものも枠に入れていくということですね。

(事務局)

- ・ご認識のとおりです。

(委員)

- ・東西の関係はどうなるのでしょうか。今は都市計画で東西は一括ですが、景観計画においては、東口のみが特別地区になっています

(事務局)

- ・景観計画の上では、主に東と西で大きく分けようと考えております。
- ・地区計画もエリアを分けている点もあることに加え、西口に関しては、こちらは再開発との連携が非常に大きな課題となってくることを踏まえ、そちらの方向性が見えた段階で、再開発区域と周辺のつながりを踏まえて内容を考えていきたいと考えております。



(委員)

- ・エリア分けの案1でのグリーン大通りは、地区計画の両地域に重なる景観形成特別地区という扱いになるのでしょうか。
- ・一方で案2のエリア分けでは、地区計画とほぼ同一のものとするのでしょうか。

(事務局)

- ・ご認識のとおりです。
- ・ただ、案2のハレザ池袋周辺エリアについては、南北でまちの雰囲気が大きく異なるため、そこを分けるかどうかを検討しているところです。

(委員)

- ・エリア内で既存のまちづくり組織や景観づくり組織、エリアマネジメント組織としては、どのようなものがありますか。

(事務局)

- ・エリアマネジメント団体で大きなものとして挙げられるのは、GAMといたしまして、グリーン大通り沿道で活動する組織がございます。

(委員)

- ・その組織は、南池袋公園のほうとも連携して活動していますよね。
- ・案2のエリア分けですと、既存の団体の活動エリアが分かれてしまうのではないかと不安に感じます。

(委員)

- ・案2でも必ずしもエリアが分かれることもないのではないのでしょうか。

(事務局)

- ・グリーン大通りに関する記述の仕方で工夫できるのではないかと思います。
- ・面的な景観の基準があって、さらに通りに対しては、建物だけにかかる基準が別にある。基準が重層的に重なり得るというたてつけに整理できれば、通りのそれぞれの側で明確にエリアが分かることは防げるのではないかと考えています。

(委員)

- ・通りの軸はどのくらいの強さを持つのでしょうか。エリアと軸の強弱は、どのような関係なのでしょう。

(委員)

- ・ご質問の点は私も気になるところです。案2の方が可能性はかなりあると思う一方、図示の方法に違和感を覚えます。

- ・表現としては、6つの通りのそれぞれの沿道を景観形成の軸とすべきではないでしょうか。したがって、道に線を引くのではなくて、道の両脇・沿道にまぶ色が塗られるべきだと考えます。
- ・また、5つのエリアについて、現案では明確な線で区分されていますが、もう少しバウンダリーをファジーとして、小路の性格をどう醸し出していくか、あるいは南池袋公園とか中池袋公園から派生するものをどう受け止められるかを考えていくべきではないかと思えます。
- ・新宿と渋谷と池袋を比較したときに、観光客等がどこで写真を撮っているかという、渋谷は明らかにスクランブル交差点で、新宿は満遍なく様々なエリアを回遊しています。池袋に関して言うと、グリーン大通りの一軸となります。池袋については、裏道にどうやって人が入っていくようにするかを考えることが重要です。その先駆けが南池袋公園のトライだと思えます。
- ・屋外広告物の写真を見ても、小路はごちゃごちゃした看板が出ても構わないと思えます。そういう裏の楽しさというものと、表の少し整ったたたずまいが出てくると、面的に人が流れるようになると思えます。
- ・ですから、グリーン大通りをはじめ6つの通りの沿道は、通りに着目した景観誘導によりきちんとしたたたずまいとすべきで、一方、大きな街路の中の小路や公園周りのようなところは、エリア区分で誘導していく意味で、案2は興味深いと思っていたところです。

(委員)

- ・5ページにある光の計画も軸として良いのではないかと思えます。
- ・グリーン大通りの北側と南側とで統一性をとるという話に加え、グリーン大通りの根元である駅前広場とグリーン大通りのつながりも、考えていかななくてはいけないこと思えます。
- ・したがって、現在の景観形成特別地区の考え方はキープした上で、さらに周辺にエリア的なものと新たな地区が設定されるような形がよいのではないかと考えています。

#### 議事4：景観資源の指定について

(事務局)

<資料第1号及び参考資料第1号を説明>

(委員)

- ・例えば36番の目白駅というのは、指定の客体は何になるのでしょうか。

(事務局)

- ・駅舎というところでご応募があったと認識しておりますので、建物・公共施設という位置づけになるかと思えます。

(委員)

- ・建築としての価値というよりも、場所としての価値という考え方もあると思います。例えば、学習院椿の坂というのも場所です。その周囲の建物はいかように移ろっても、その場所の持っている坂の魅力というのが、景観の重要な要素と考えることができます。建築としての価値については、その他も含めて注意して検討した方がよいのではないのでしょうか。

(委員)

- ・景観百選については区民から挙がってきたということで選定されてもよいとは思いますが、条例に基づく景観資源については、きちんとした説明ができることが求められるのではないのでしょうか。

(委員)

- ・明日館や立教大学のようなものは、建築として歴史に耐えてきたものですが、その他については、価値をうまく説明できるようにするといいですよね。

(事務局)

- ・承知しました。現時点では、方向性のお諮りでございますので、実際の指定に際して具体的なご説明を差し上げるときは、ご指摘いただきました事項も踏まえ、ご説明できるようにしたいと思います。

(委員)

- ・幅広い指定を目指すとした方向性と関連して、景観百選からピックアップしたものを公的に認めるに際しては、何が地域の個性や魅力を高めて、どこが良好な景観に寄与しているかということをきちんと説明する必要があると思えます。
- ・指定する景観は建物であれ場所であれ、こういう特徴を持っていて、こういう重要性がある、利用者にも親しまれているから景観的に良好である、という説明が求められます。
- ・例えば、日本遺産は、1個の物ではなくストーリーを指定します。今回の景観資源の指定が幅広いものになるということであれば、指定の理由を先生方に確

認していただくプロセスが必要かなと思います。

(委員)

- ・受賞業績のようなものを文章化することがすごく重要だと思います。例えば、目白駅について言えば、現在の目白駅舎を未来永劫保存するための指定ではなく、何代にもわたって建て替わってきた目白駅の総体としての場所を指定するという考え方になるのではないのでしょうか。